別紙１

 平成２９年度　　　役　　員　　名　　簿

　送　信　者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  学校名 |  |  電話番号 |  |
|  学校長名 |  |  ＦＡＸ番号 |  |
|  学校所在地 |  〒 |

|  |  |
| --- | --- |
|  役職名 |  氏　　　　名  |
|  会　　長 |  |
|  副会長 |  |
|  同 |  |
|  同 |  |
|  同 |  |
|  同 |  |
|  同 |  |
|  事務局長 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  在籍生徒数（２９．５．１現在） |  １　　年 |  ２　　年 |  ３　　年 |  ４　　年 |  合　　　計 |
|  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  全日制生徒数 |  定時制生徒数 |  教 職 員 数 |  合　　　計 |
|  |  |  |  |

 ※ 役員の名前に誤りがないことを確認のうえ、５月２日（火）まで、県連事務局へＦＡＸして下さい

 ＦＡＸ　　０２２－２９９－４６２１

別紙２

 　　平成２９年度　　被表彰候補者推薦書

 　　　　　 高等学校 送 信 者

 ふ り が な

 候補者氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ 学　校 |  　 就　任　期　間 |  役　職　名 |  在任年数 |
|  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  |  |  |
| Ⅱ 県連等 |  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  平成 年 月～ 年　　月 |  |  年 |
|  |  |  |

 推　薦　事　由

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

 支 部 長 推 薦 書(２名以上の推薦をする場合には必ず記入して下さい)

 上記の方を県連表彰候補者として推薦します。

 平成　　年　　月　　日

 支　部 支部長氏名

 　※ （１）表彰規程を参照のうえ候補者ごとに推薦書を作成して下さい。また、受賞該当者が無い場合

　　　　 でも、『該当者なし』でＦＡＸを送付して下さい。

 （２）副会長（各支部長）及び各委員会の委員長をされた方は、東北地区大会で表彰されます。

　　　　 県連の表彰は有りませんので、推薦しないで下さい。

 　 ５月２日（火）まで、県連事務局へＦＡＸして下さい。 ＦＡＸ　０２２－２９９－４６２１

 　　　　 　　 宮城県高等学校PTA連合会

表 　　彰　　 規　　 程

１　被表彰者は次の条項を満たすものとする。

　　ア）各校ＰＴＡの役員を３年以上つとめ、功績があったと認められる者。

 　イ）同一校でＰＴＡ事務局長を３年以上つとめ、功績があったと認められる者。

　　ウ）現職の役員を除く。

 エ）特にＰＴＡ活動に功績のあった者で、常任理事会で承認された者。

２　被表彰の決定は、次の手続きにもとづいて理事会がこれにあたる。

 ア）各校ＰＴＡは、年度当初に表彰候補者を原則として１名を決定し、これを県連

 会長に事由を付して推薦する。

　　　　 ただし、候補者の推薦を２名以上としなければならない事情がある場合は、

　　　 支部長の推薦を必要とする。

　　イ）会長は理事会を招集し、推薦された候補者より下記に該当する者を決定する。

 ○　全国大会表彰候補者　　　　　２名以内

 ○　東北大会表彰候補者 ７名以内

 ○　県連総会表彰候補者 若干名

３　県連総会表彰は、本会の年次総会において行うものとする。

４　組織運営が他の範とするに足る団体等については、全国大会表彰候補団体として、　　推薦する。その推薦は２団体以内とし、その決定は理事会がこれにあたる。

５　その他

　　ア）年次総会での表彰は、県連表彰候補者に対する表彰状贈呈のみとし、記念品は　　　　適宜各校ＰＴＡで負担する。

　　イ）県連会長が退任した場合は、年次総会の際に新県連会長より感謝状を贈呈する。

　　附　則

　　　　　　　この規程は、昭和６０年　４月　１日以降これを実施する。

　　　　 平成　７年　６月１３日一部改正、平成　８年　４月　１日施行

 平成１４年　２月１５日一部改正、平成１４年　４月　１日施行

 平成２３年　５月１３日一部改正、平成２３年　６月　１日施行

 平成２８年　１月１４日一部改正、平成２８年　６月　２日施行